

日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務仕様書（案）

この仕様書は、河内長野市日本遺産推進協議会と受託事業者をもって、「日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務」を実施するにあたり、その仕様を定める。

1. 事業の目的

日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリーを核に河内長野市の豊かな観光資源を活用し、新たな体験コンテンツの造成と食・お土産品を開発することで、消費の拡大を図る。また、国内向けの販路を拡大することで、日本遺産「中世に出逢えるまち」のPRに繋げる。併せて、産官学金等（河内長野市日本遺産推進協議会オブザーバー・河内長野市が連携する産官学金など）と連携し、市民意識を醸成することで観光によるまちづくりを推進することを目的とする。

2. 業務名

日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月17日

※ただし、モニターツアーについては、聴取した意見を商品開発へフィードバックさせる必要があるため、遅くとも令和4年11月30日までに実施すること。

4. 委託に係る上限額

8,000,000円（税込）

5. 委託料の支払い

委託料は、業務完了後の一括払いとする。

6. 商品開発の基本コンセプト

本事業は、日本遺産「中世に出逢えるまち」をテーマとして、食・体験・お土産の各コンテンツを開発する。それぞれのコンテンツの基本コンセプトは下記のとおり。

(1) 【体験コンテンツ】地域ブランド「おおさか河内材」×日本遺産

緑豊かな河内長野市で産出される木材は、古来から地域資源として活用されてきました。心地よい木の香りを感じることができ、気軽に体験できる木工体験コンテンツを造成。本格的な施設でなくても体験できるコンテンツとすることで、イベントなどでも出張体験を行い、普及啓発に寄与するものとします。

(2)【食コンテンツ】地元の武将・楠木正成考案「楠公めし」×日本遺産

河内長野ゆかりの武将・楠木正成が考案した「楠公めし」を、創作精進料理 KU-RIをはじめとする市内の飲食店等と協力してスイーツや様々な料理にアレンジ。「楠公めしマップ」も作成し、市内の周遊観光につなげ、更なる消費拡大に繋がります。

(3)【お土産コンテンツ】中世から続く地酒「天野酒」×日本遺産

中世の観心寺・金剛寺で僧侶たちが酒造りを行っていました。金剛寺のものは河内国酒として有名で豊臣秀吉などの戦国武将に愛されました。地酒「天野酒」をテーマとした新食感のスイーツ等、年齢問わず楽しめるお土産品を開発し、市外にも販路を展開していきます。

7. 業務内容

市内事業者と連携し、日本遺産「中世に出逢えるまち」をテーマとした食・体験・お土産のコンテンツ開発を行う。必要に応じて専門家等から意見を聴取し、コンテンツの開発やブラッシュアップを行うこと。

なお、業務の遂行にあたっては、国等の基準を順守しながら、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。

(1)商品開発支援

①商品開発のコンセプト設計

日本遺産「中世に出逢えるまち」をテーマとし、各コンテンツの基本コンセプトを踏まえて全体的なコンセプトを設計することで、日本遺産をPRできるようにすること。必要に応じて大学の研究機関等の専門家による分析を行うこと。

必要に応じて、令和3年度に河内長野市日本遺産推進協議会が実施した嗜好性調査結果や『河内長野市観光振興計画』等の資料の貸出は可能である。

②ワークショップの開催

事業期間内に適切な回数（ただし、少なくとも2回以上とする）で商品開発を行う市内事業者及び大学の研究機関等とのワークショップを開催し、設計したコンセプトを共有した上で、コンテンツ開発や開発した商品のブラッシュアップを図ること。

③販売のためのパッケージ制作等

①のコンセプトに沿って、開発した商品のパッケージをデザインすることも含め、商品を販売できるようにすること。開発した商品を加工して販売できるような事業者の選定業務が発生する場合もある。なお、パッケージ等についてもモニターツアーにて意見聴取した結果をもってブラッシュアップを図ること。

(2)モニターツアーの企画・実施・販売・分析

開発したコンテンツ（食・体験・お土産）を体験するモニターツアーを実施し、アンケート等を実施して参加者から意見を聴取すること。また、聴取した意見を分析し、各コンテンツの開発者へフィードバックし、商品及びパッケージデザイン等のブラッシュアップを図ること。

〈要件〉

①内容

日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリーとからめて(1)で開発した商品の試食・体験を含むこと。

②対象者

河内長野市日本遺産推進協議会がターゲットと仮定する層（30代男性・40代女性）を含む日本国内在住者

③対象者の最少催行人数

商品のブラッシュアップ等の意見聴取に必要な人数

※コロナウイルス感染症対策を講じながら、より多くの参加者を集める努力をすること。

④催行回数

2回以上

⑤日程

効果的な日程を選定すること。ただし、令和4年11月30日までには催行すること。

⑥参加費

一定の負担を徴取すること。

※本事業は観光庁より国庫補助金を受けて実施するものであり、食費や拝観料など補助対象外経費となるものがある。補助対象外経費分については委託料に含めることができない。

※参加費の内訳については委託者の確認を受けて実施すること。

⑦ガイド業務

ツアー全般に係るガイド業務を受託者において行うこと。

⑧その他

参加者の意見を取りまとめ、分析すること。単純に参加後のアンケートを取るだけでなく、参加者の表情をとらえるための写真・動画の撮影、参加中にインタビューを実施するなどの工夫を行い、参加者の本音を聞き出すよう努めること。

(3)販路開拓

①販売促進のためのグッズ作成

(1)で開発したコンテンツの販売促進のため、効果的な販売促進グッズを作成する

こと。

②テスト販売の実施・検証

食・お土産品のコンテンツについては、品質、価格、購買傾向など消費者からの評価を得て、販路検討、本格販売に向けた生産計画に役立てるための試食会やテスト販売を行うこと。また、その結果を分析し、商品などの改善指導や今後の展開・戦略などのアドバイスを実施すること。

テスト販売にあたっては、消費者からの評価を得やすい場所・時期・販売手法を検討し、委託者の確認を得て実施すること。

(4)コンテンツ認知度向上のためのプロモーション

①開発商品等紹介リーフレットの作成

開発した商品や日本遺産について紹介するリーフレットを作成する。

文章については委託者より提供、開発された商品については写真撮影が必要。地図等のイラストを作成すること。

《リーフレットの仕様》

規 格：A5判 12ページ程度もしくはA4判10ページ程度

数 量：20,000部

刷 色：両面フルカラー印刷

製本方法：中綴じもしくは観音折

用 紙：マットコート90kg

校 正：文字校正2回、色校正1回

※市内の周遊観光に繋がるよう、マップを入れ込んだデザインとすること。

②作成したコンテンツの認知度を向上させるため、適切なプロモーションを行うこと。

※PR経費については、総事業費のうち200万円(税込)が上限となっているため、見積の際に留意すること。

(5)実績報告書の作成

本業務で実施した内容等について、報告書の作成を行う。

※報告書の内容は、委託者と協議の上で決定すること。

※グラフや表の活用により視覚的にも見やすくわかりやすいものとなるように工夫を行うこと。

8. 成果品の提出

下記のとおり、成果品を提出すること。

- ・調査成果報告書 印刷物10部及び電子データ(CD-R等)一式

※電子データは、報告書本文（PDF等）だけでなく、報告書作成時の基礎となる調査データ（エクセル等）も格納すること。なお、格納する電子データについては、委託者が必要に応じて活用できるファイル形式とすること。

9. 納品場所

委託者が指定する場所

10. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本件業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

11. 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を委託者に返却しなければならない。

12. 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため委託者担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、委託者の確認を受けなければならない。

13. 業務上知り得た情報の秘密保持

本件受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

1 4. 画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き、データ化の画像処理等の必要が生じた場合は、本件受託者の負担により対応するものとする。

ただし、画像等使用許可申請にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について委託者と十分事前協議を行うこととする。

1 5. その他事項

- (1) 調査票及び報告書の詳細は委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 委託者が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (4) 契約の締結および業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (5) 調査に際し、許認可等が必要な場合は、申請等の手続きは、原則として委託者が行う。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や社会情勢等を踏まえて、双方の協議の上で対策を講じることに留意すること。
- (7) 受託者は、本業務実施に当たり、旅行業法、旅客運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (8) 観光先等の連絡調整は、原則受託者にて行うこと。
- (9) 本業務は、観光庁の「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」に係る補助金、及び大阪府の「令和4年度大阪府市町村等観光振興支援事業補助金（観光拠点魅力向上支援事業）」を受けて実施するものです。